

JFSA協会活動 ③

貸金業法上の「媒介」業務に関する
研修会を開催

～ローン媒介は貸金業者にしかできない領域。ローン媒介ビジネスで、業界の活性化を～



▲知識収集や今後の業務拡大のためにと、東京と大阪で計約180社、260名の貸金業者が参加。熱心に講義を聴講した。写真は東京会場の模様。

日本貸金業協会では、1月30日に東京において、2月22日には大阪で、貸金業法上の媒介業務に関する研修会を開催した。実例があまり知られていない貸金業法上の媒介業務について貸金業者に広く情報提供を行い、今後の業務拡大に資すればと同協会が企画。両日で約180社、260名の貸金業者が参加した。

住宅ローン等の媒介業務における取引事例が豊富で、媒介業務に精通した一般社団法人日本住宅ローン診断士協会から3名の講師を招き、ローン媒介ビジネスの法令解釈と実務に関するポイントについて約2時間に亘って説明が行われた。

最初に登壇した同協会監事の井村進哉氏(中央大学経済学部教授)からは「海外と日本のローン媒介の比較・不正融資に潜むローン媒介の問題」をテーマに説明が行われた。



▲東京会場の受付の模様

次に、同協会顧問の川名康夫氏(㈱トービル代表取締役)が登壇。ローン媒介業務の法令対応への課題や判例紹介の説明が行われ、

「金銭の媒介を業として行う者は貸金業登録が必要であるが、残念ながら当社の業務と競合する者はほとんどが無登録。監督官庁や日本貸金業協会にも周知をお願いし、媒介環境の整備に努めてまいりたい」と結んだ。

最後に登壇した同協会代表理事の望月保秀氏(㈱JMPパートナーズ代表取締役)からは、前半に、貸金業者が貸金業者でない外部委託先に行わせることができる業務範囲について、外部委託先がどのような業務を行うとローン媒介に該当し無登録営業になってしまうのか、また、貸金業者が外部委託先にどのような業務を行わせると名義貸しになってしまうのかについて、具体的事例を挙げて説明。後半ではローン媒介ビジネスの実務上の課題について説明がなされ、貸金業登録をとっていない者によりローン媒介が行われている実態に触れ、「ローン媒介は貸金業者にしかできない領域。貸金業者には既得権があり、ローン媒介ビジネスで、業界の活性化に繋げて欲しい」と結んだ。

また、講義の途中で、貸金業法上の金銭の貸借の媒介について金融庁に対し「一般的な法令解釈に係る書面照会手続き」に基づく照会を、照会者代理人として行った弁護士の渡邊智宏氏による講演がビデオにより上映。

内容は一昨年5周年を迎えた同協会記念セミナーにおける同氏の講演を収録・編集したもの。照会を行うに至った理由や、照会に対する同庁からの回答書(2015年(平成27年)12月1日付け)により、「具体的にどのような行為が貸金業法上の媒介にあたるのか」が説明された。

なお、研修会の模様はビデオ収録され、協会員には5月10日まで無償でDVDの貸出しが行われている。申込み方法等は協会ウェブサイトで案内中。



▲ビデオ上映の模様(東京会場)

研修内容

貸金業法における「金銭の貸借の媒介」の業務に関する留意点と課題

- 海外と日本のローン媒介の比較、不正融資に潜むローン媒介の問題
- ローン媒介法令照会の金融庁回答解説
- ローン媒介業務の法令対応、判例紹介
- 貸金業登録が必要な業務と不要な業務、ローン媒介ビジネスの実務

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸借の媒介」に関し、2015年(平成27年)12月1日に金融庁ウェブサイトで、一般的な法令解釈が示されました。

<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/index.html#kashikin> (金融庁ウェブサイトの該当ページ)



整理番号	該当条文	照会日及び文書	回答日及び文書
1	第2条第1項	平成27年10月28日	平成27年12月1日

日本貸金業協会では、2016年9月14日に協会ウェブサイトにて、文書「貸金業法における「金銭の貸借の媒介」について」を掲載し、貸金業法第2条第1項の「金銭の貸借の媒介」に関して、金融庁から一般的な法令解釈が公表されたこと、また、その解釈を踏まえ、住宅ローン等の媒介に該当する行為を行おうとする場合には、貸金業の登録(貸金業者の代理店として当該行為を行う場合は代理店としての登録)を行う必要があることについて、広く周知を行っています。

<https://www.j-fsa.or.jp/doc/topics/info/160914.pdf> (日本貸金業協会ウェブサイトに掲載されているPDF:159KB)

